

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第60号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

保育の体制の整備を図るため，次のとおり，事業者における保育を行う人材の確保に資する措置を講じる必要があるため，条例を一部改正することとしました。

- 1 家庭的保育事業，小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業を行う場合における家庭的保育者（市長が指定する研修を修了した保育士で，欠格事由のない者をいう。）の数の基準を条例で定めているところ，保育を行う人材の確保が困難である地域にあっては，当該研修を修了した保健師，看護師又は准看護師を1人に限り，当該数に算入することができることとしました。
- 2 乳児6人以上を入所させる保育所について，当分の間，当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り，保育所における保育士の数に算入することができることとしているところ，この緩和措置の対象を乳児4人以上を入所させる保育所に拡大するとともに，当該保育所に勤務する准看護師についても当該数に算入することができることとしました。

この条例は，平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第60号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条各号列記以外の部分中「研修」の右に「(以下「指定研修」という。)」を加える。

第18条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において，家庭的保育事業所が保育を行う人材の確保が困難である地域として市長が定める地域（以下「特定地域」という。）に存するときは，指定研修を修了した保健師，看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を1人に限り，当該数に算入することができる。

第19条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において，小規模保育事業所C型が特定地域に存するときは，指定研修を修了した保健師等を1人に限り，当該数に算入することができる。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において，居宅訪問型保育事業が特定地域で行われるものであるとき（居宅訪問型保育事業者の事業所が特定地域に存する場合に限る。）は，指定研修を修了した保健師等を1人に限り，当該数に算入することができる。

附則第2項を次のように改める。

(保育所の職員に関する特例)

- 2 当分の間，第26条の規定により保育士の数を算定する場合において，保育所が乳児4人以上を入所させるものであるときは，当該保育所に勤務する保健師等を1人に限り，当該数に算入することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)